

2026年1月13日

各 位

会 社 名 株式会社トーホー<sup>1</sup>  
(コード番号 8142 東証プライム)  
代 表 者 代表取締役社長 奥野 邦治  
問合せ先 取締役執行役員  
財務部担当 原田 大介  
(TEL 078-845-2523)

### 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年1月13日付の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 株式分割

##### (1) 株式分割の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げることで、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の更なる流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

##### (2) 株式分割の概要

###### ①分割の方法

2026年1月31日（土）（当日は休業日につき、実質的には2026年1月30日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

###### ②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,012,166 株
今回の分割により増加する株式数	22,024,332 株
株式分割後の発行済株式総数	33,036,498 株
株式分割後の発行可能株式総数	83,852,400 株

###### ③分割の日程

基準日公告日（予定） : 2026年1月15日（木）

基準日 : 2026年1月31日（土）

（当日は休業日につき、実質的には2026年1月30日（金））

効力発生日 : 2026年2月1日（日）

##### (3) その他

###### ①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、取締役会決議により、2026年2月1日（日）を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

(変更は下線部)

現行	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,795万800株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>8,385万2,400株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議 : 2026年1月13日(火)

効力発生日 : 2026年2月1日(日)

3. 配当について

今回の株式分割は、2026年2月1日を効力発生日としており、2026年1月31日を基準日とする2026年1月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象となります。

4. 株主優待制度について

・当社は、株主の皆様に当社グループの事業をより一層ご理解いただくことを目的に、毎年1月31日時点の当社株主名簿に記載または記録された株主様に対し、「所有株式数」及び「所有期間」に応じた株主優待を実施しております。

・今回の株式分割は、2026年2月1日を効力発生日としており、2026年1月31日を基準日として実施する株主優待(株主優待贈呈時期は6月下旬ごろ)につきましては、株式分割前の所有株式数が対象となります。

・なお、2026年2月1日以降に基準日を迎える株主優待制度については、現時点においては、現行から実質的な変更を行わず、下表の通り、分割前所有株式数の要件に3を乗じて運用いたしますが、今後見直しを行う場合は適宜開示いたします。

【2026年2月1日以降に基準日を迎える株主優待制度】

(変更は下線部)

所有株式数	<u>300株以上</u>	<u>300株以上</u> <u>600株未満</u>	<u>600株以上</u> <u>1,200株未満</u>	<u>1,200株以上</u>
所有期間	1年未満	1年以上	1年以上	1年以上
*寄付コース	寄付金額 1,000円	寄付金額 2,000円	寄付金額 4,000円	寄付金額 4,000円
*割引券コース	お買物割引券 (100円)×50枚	お買物割引券 (100円)×200枚	お買物割引券 (100円)×400枚	お買物割引券 (100円)×400枚
*商品コース	-	toho coffeeセット	オリジナル商品セット または toho coffeeセット	オリジナル商品セット または toho coffeeセット

\*「所有株式数」及び「所有期間」に応じて、\*のコースから1点お選びいただけます。

\*「所有期間が1年以上」の株主様とは、同じ株主番号で基準日(1月31日)とその前年の7月31日、1月31日の株主名簿に連続して3回以上記載または記録されている株主様となります。

以上